とかち広域消防事務組合職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

（平成30年３月23日
規　則　第　３　号）

改正　令和３年規則第９号、令和５年規則第５号

（目的）

第１条　この規則は、別に定めるものを除き、とかち広域消防事務組合職員給与条例（平成30年条例第１号。以下「条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）職員　条例第６条第１項に規定する給料表の適用を受ける者をいう。

（２）昇格　職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

（３）降格　職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

（４）経験年数　職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。

（５）必要経験年数　職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。

（６）在級年数　職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

（７）必要在級年数　職員の職務の級を決定する場合に必要な１級下位の職務の級における在級年数をいう。

（条例第６条第３項に規定する組合長が別に定める職務）

第３条　条例第６条第３項に規定する組合長が別に定める職務は、等級別職務分類表（別表第１）に定めるとおりとし、同表に掲げるそれぞれ職務の級に分類されるものとする。

（等級別資格基準表）

第４条　職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第２に定める等級別資格基準表（以下「等級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

（等級別資格基準表の適用方法）

第５条　等級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

２　等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第３に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利で

ある場合には、その資格に応じた区分によることができる。

３　前項の場合において、その者に適用される等級別資格基準表に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第６条　等級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

２　等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第４に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第７条　職員に適用される等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第５に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第８条　次の各号に掲げる職員に等級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

（１）第15条の規定の適用を受けた職員及び第16条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員　他の職員との均衡を考慮して組合長が定める期間

（２）第24条に規定する異動をした職員　他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して組合長が定める期間

（新たに職員となった者の職務の級）

第９条　新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

２　第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、組合長の定めるところにより、等級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

（新たに職員となった者の号俸）

第10条　新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第６に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第１項又は第23条第１項の規定により得られる号俸とする。ただし、その者に適用される同表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学

歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

２　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第11条　初任給基準表は、その者に適用される給料表の別及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

２　初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第12条　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号俸の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

（経験年数を有する者の号俸）

第13条　新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第10条第１項の規定による号俸（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

（１）次号に該当する者以外の者　初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（２）基準号俸が職務の級の最低の号俸であるもの　等級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

２　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

３　第１項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前２項に定めるもののほか、第６条及び第７条の規定を準用する。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸）

第14条　前２条の規定による号俸が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職

員については、当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号俸）

第15条　次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俸について、前２条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、組合長の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

（１）給料表の適用を受けないとかち広域消防事務組合職員

（２）職員以外の地方公務員

（３）国家公務員

（４）官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して１年を経過しない者

（５）前各号に掲げる者に準ずる者として組合長が定める者

（特殊の職に採用する場合等の号俸）

第16条　特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号俸の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して、組合長の定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

（年齢別最低基準）

第17条　前７条の規定による号俸が別表第７に定める年齢別初任給最低基準表の年齢の欄に掲げるその者の年齢に応じた同表の号俸に達しないこととなる職員については、これらの規定にかかわらず同表の号俸（第９条の規定による職務の級が同表に掲げる職務の級より上位の職務の級となる者の場合は、同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格したものとした場合に第22条第１項の規定により得られる号俸）をもってその者の号俸とする。

（消防吏員の号俸）

第18条　消防吏員として新たに職員となった者の号俸は、前８条の規定により算定された号俸の号数に１を加えて得た数を号数とする号俸とする。

（昇格）

第19条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、等級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を１級上位の職務の級（同表の表中の資格基準を「別に定める」こととされている場合で組合長の定めるときに限り、上位の職務の級）に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

２　勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、等級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

３　第１項の規定による昇格は、現に属する職務の級に１年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が１年に

満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、組合長の定めるところによるときは、この限りでない。

（上位資格の取得等による昇格）

第20条　職員が等級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得した結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第21条　職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

（昇格の場合の号俸）

第22条　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第８に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

２　前３条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

３　第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前２項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前２項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

４　降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前３項の規定にかかわらず、組合長の定める号俸とする。

（降格の場合の号俸）

第23条　職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

２　前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第１項及び第28条の２第１項の規定による分限処分並びに職員自らの意志に基づく同法第17条の規定による降任により、職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する降格時号俸対応表（別表第８の２）の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

３　職員を降格させた場合で当該降格が２級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前２項の規定の適用については、それぞれ１級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

４　前３項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号俸を決定することができる。

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び号俸）

第24条　職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、組合長が定める。

（昇給日）

第25条　条例第15条第１項に規定する組合長が別に定める日は、毎年１月１日（以下「昇

給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第26条　条例第15条第１項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。ただし、次条第２項第２号に該当する職員の昇給については、この限りでない。

（昇給区分及び昇給の号俸数）

第27条　職員を条例第15条第１項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第９に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。

２　職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、勤務成績の証明が得られていない職員は、第２号に掲げる職員に該当するものとする。

（１）勤務成績が特に良好である職員　Ａ

（２）勤務成績が良好である職員　Ｂ

（３）勤務成績が良好と認められない職員　Ｃ

３　次に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、Ｃに決定するものとする。

（１）とかち広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第１号。以下「運営条例」をいう。）第８条第１項の規定により準用する帯広市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年帯広市条例第５号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する休日、年次有給休暇、病気休暇（公務に起因するものに限る。）、特別休暇、介護休暇、介護時間若しくは休職（条例第40条第１項の適用を受けるものに限る。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項に規定する育児休業若しくは同法第19条第１項に規定する部分休業以外の事由によって昇給日前１年間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の５分の１に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。）

（２）基準期間において、懲戒処分を受けた職員

４　前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がＣとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（Ａの昇給区分を除く。）に決定することができる。

５　前３項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるＡの昇給区分に決定する職員の数の割合は、組合長の定める割合に概ね合致していなければならない。

６　前年の昇給日後に新たに職員となった職員又は同日後に第22条第３項、第24条若しくは第30条の規定により号俸を決定された職員の昇給の号俸数は、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（１月未満の端数があるときは、これを１月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、

これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。

7　第１項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第１項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

（特別の場合の昇給）

第28条　勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し､そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、組合長の定める日に、条例第15条第１項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号俸を受ける職員についての適用除外）

第29条　第24条から前条までの規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

（上位資格の取得等の場合の号俸の決定）

第30条　職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第22条第３項又は第24条の規定の適用を受ける場合を除く。）又は組合長がこれに準ずると認めたときは、その者の号俸を組合長が定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

（復職時等における号俸の調整）

第31条　休職にされた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第10に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に組合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（給料の訂正）

第32条　職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとするときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規則により難い場合の措置）

第33条　特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、別に組合長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附　則（平成30年３月23日）

（施行期日）

1　この規則は、平成31年４月１日から施行する。

（既存職員等の職務の級の調整）

2　平成30年４月１日の前日において、とかち広域消防事務組合運営に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第１号）の規定による改正前のとかち広域消防事務組合

運営に関する条例（平成27年条例第１号）附則第13項の規定により決定された又は平成30年４月１日以後において前項により決定された既存職員等の職務の級に係る別表第２の規定の適用については、組合長が別に定めるところにより、同表に規定する必要経験年数及び必要在級年数に必要な調整を行うことができる。

（既存職員等の号俸の調整）

３　当分の間、任命権者は、平成31年４月１日から新たに職員となった者（とかち広域消防事務組合職員給与条例施行規則（平成30年規則第２号）附則第３項に規定する者を除く。以下「新規職員」という。）の号俸を次に掲げる規定により決定した場合において、同一の学歴免許等の資格を有する既存職員等の給料月額を超えるときは、当該既存職員等の号俸を当該新規職員の号俸の号数に２を加えて得た数の号俸又は当該号俸の給料月額の直近上位の額の号俸に決定することができる。

（１）第９条及び第10条の規定

（２）第27条の規定

４　令和６年４月１日における既存職員等（平成28年４月１日から平成31年３月31日までに採用された者のうち、所属市町村が帯広市の職員を除く。）の号俸は、同日に受けていた号俸の号数に１を加えて得た数の号俸とする。

（既存職員等の昇格の特例）

５　条例附則別表第２に定める給料表を適用する既存職員等を昇格させた場合におけるその者の号俸は、第22条第１項の規定にかかわらず、その者に適用される当該給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する附則別表第１に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

（既存職員等の降格の特例）

６　条例附則別表第２に定める給料表を適用する既存職員等を第23条第２項の規定により降格させた場合におけるその号俸は、同項の規定にかかわらず、その者に適用される当該給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する附則別表２に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。

７　附則第３項、附則第５項及び前項の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、組合長が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附則別表第１（附則第５項関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸		
	５級	６級	７級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1

9	1	1	1
10	2	2	1
11	3	3	1
12	4	4	1
13	5	5	1
14	6	6	2
15	7	7	3
16	8	8	4
17	9	9	5
18	10	10	6
19	11	11	7
20	12	12	8
21	13	13	9
22	14	14	10
23	15	15	11
24	16	16	12
25	17	17	13
26	18	18	14
27	19	19	15
28	20	20	16
29	21	21	17
30	22	22	18
31	23	23	19
32	24	24	20
33	25	25	21
34	26	26	21
35	27	27	22
36	28	28	22
37	29	29	23
38	30	30	23
39	31	31	24
40	32	32	24
41	33	33	25
42	34	34	25
43	35	35	26
44	36	36	26
45	37	37	27
46	38	38	27
47	39	39	28
48	40	40	28
49	41	41	29
50	42	41	29

51	43	42	29
52	44	42	29
53	45	43	30
54	46	43	30
55	47	44	30
56	48	44	30
57	49	45	31
58	50	45	31
59	51	46	31
60	52	46	31
61	53	47	31
62	54	47	31
63	55	48	31
64	56	48	31
65	57	49	31
66	58	49	31
67	59	50	31
68	60	50	32
69	61	50	32
70	62	50	32
71	63	50	32
72	64	50	32
73	65	50	32
74	66	50	32
75	67	50	32
76	68	50	32
77	68	51	32
78	68	51	32
79	68	51	32
80	68	51	32
81	69	51	33
82	69	51	33
83	69	51	34
84	69	51	34
85	69	51	35
86	70	51	36
87	70	51	36
88	70	51	36
89	71	52	36
90	72	52	37
91	73	52	37
92	74	52	37

93	75	53	37
94	76	53	38
95	76	54	38
96	77	54	38
97	77	55	38
98	78	55	39
99	78	56	39
100	79	56	39
101	79	57	39
102	80	57	40
103	80	58	40
104	81	58	40
105	81	59	40
106	82	59	41
107	83	60	41
108	84	60	41
109	85	61	41
110	86	61	42
111	87	62	42
112	88	62	42
113	89	63	42
114	90	63	43
115	91	64	43
116	92	64	43
117	93	65	43
118	94		44
119	95		44
120	96		44
121	97		44
122	98		45
123	99		45
124	100		45
125	101		45
126	102		46
127	103		
128	104		
129	105		
130	106		
131	107		
132	108		
133	109		
134	110		

135	111		
136	112		
137	113		
138	114		
139	115		
140	116		
141	117		

附則別表第２（附則第６項関係）

降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸		
	３級	４級	５級
1	17	9	9
2	18	10	10
3	19	11	11
4	20	12	12
5	21	13	13
6	22	14	14
7	23	15	15
8	24	16	16
9	25	17	17
10	26	18	18
11	27	19	19
12	28	20	20
13	29	21	21
14	30	22	22
15	31	23	23
16	32	24	24
17	33	25	25
18	34	26	26
19	35	27	27
20	36	28	28
21	37	29	29
22	38	30	30
23	39	31	31
24	40	32	32
25	41	33	33
26	42	34	34
27	43	35	35
28	44	36	36
29	45	37	37
30	46	38	38
31	47	39	39

32	48	40	40
33	49	41	41
34	50	42	42
35	51	43	43
36	52	44	44
37	53	45	45
38	54	46	46
39	55	47	47
40	56	48	48
41	57	49	50
42	58	50	52
43	59	51	54
44	60	52	56
45	63	53	58
46	66	54	60
47	69	55	62
48	72	56	64
49	75	57	66
50	78	58	76
51	81	59	88
52	84	60	92
53	88	61	94
54	92	62	96
55	97	63	98
56	102	64	100
57	107	65	101
58	112	66	103
59	117	67	104
60	121	68	105
61	121	69	106
62	121	70	107
63	121	71	109
64	121	72	110
65	121	73	111
66	121	74	113
67	121	75	114
68	121	80	116
69	121	85	117
70	121	88	117
71	121	89	117
72	121	90	117
73	121	91	117

74	121	92	117
75	121	93	117
76	121	95	117
77	121	97	117
78	121	99	117
79	121	101	117
80	121	103	117
81	121	105	117
82	121	106	117
83	121	107	117
84	121	108	117
85	121	109	117
86	121	110	117
87	121	111	117
88	121	112	117
89	121	113	117
90	121	114	117
91	121	115	117
92	121	116	117
93	121	117	117
94	121	118	117
95	121	119	117
96	121	120	117
97	121	121	117
98	121	122	117
99	121	123	117
100	121	124	117
101	121	125	117
102	121	126	117
103	121	127	117
104	121	128	117
105	121	129	117
106	121	130	117
107	121	131	117
108	121	132	117
109	121	133	117
110	121	134	117
111	121	135	117
112	121	136	117
113	121	137	117
114	121	138	117
115	121	139	117

116	121	140	117
117	121	141	117
118	121		117
119	121		117
120	121		117
121	121		117
122	121		117
123	121		117
124	121		117
125	121		117
126	121		117
127	121		
128	121		
129	121		
130	121		
131	121		
132	121		
133	121		
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		
138	121		
139	121		
140	121		
141	121		

附 則（令和３年３月18日）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和３年４月１日における既存職員等の昇格、昇給に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附　則（令和５年３月27日）

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前のとかち広域消防事務組合職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第23条の規定により号俸を決定された職員が、施行日以後に最初に降格する場合における号俸の決定については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

等級別職務分類表

職務の級	分類する職務
１級	局付（消防士又は係員職）、署付（消防士）又は課付（係員職）の職務
２級	局付（消防副士長又は主任補職）、署付（消防副士長）又は課付（主任補職）の職務
３級	局付（消防士長又は主任職）、署付（消防士長）又は課付（主任職）の職務
４級	局付（消防司令補又は係長職）、署付（消防司令補）又は課付（係長職）の職務
５級	局付（消防司令又は課長補佐職）、署付（消防司令）又は課付（課長補佐職）の職務
６級	局付（消防司令長又は課長職）、署付（消防司令長）又は課付（課長職）の職務
７級	消防局次長、消防署長（特に困難な業務を行う消防司令長に限る。）、副署長（特に困難な業務を行う消防司令長に限る。）、事務局次長、会計管理者又は次長職の職務
８級	消防局長、消防署長（特に困難な業務を行う消防監に限る。）又は事務局長の職務

別表第２（第４条関係）

等級別資格基準表

職務の級 学歴免許	１級	２級	３級	４級以上
大学卒	0	3 3	6 9	別に定める
短大卒	0	6 6	6 12	別に定める
高校卒	0	8 8	6 14	別に定める
中学卒	0	11 11	6 17	別に定める

別表第３（第５条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準 学歴区分	学歴区分	
１　大学卒	１　博士課程修了	（１）　学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 （２）　上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格

	2　修士課程修了	（1）　学校教育法による大学院修士課程の修了 （2）　上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	3　専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	4　大学６卒	（1）　学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は薬学若しくは獣医学に関する学科(修業年限６年のものに限る。)の卒業 （2）　上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	5　大学専攻科卒	（1）　学校教育法による４年制の大学の専攻科の卒業 （2）　上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	6　大学４卒	（1）　学校教育法による４年制の大学の卒業 （2）　国立看護大学校看護学部の卒業 （3）　気象大学校大学部(修業年限４年のものに限る。)の卒業 （4）　海上保安大学校本科の卒業 （5）　上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
2　短大卒	1　短大３卒	（1）　学校教育法による３年制の短期大学の卒業 （2）　学校教育法による２年制の短期大学の専攻科の卒業 （3）　学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （4）　上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	2　短大２卒	（1）　学校教育法による２年制の短期大学の卒業 （2）　学校教育法による高等専門学校の卒業 （3）　学校教育法による高等学校、中等教育学校、特別支援学校の専攻科(２年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限２年以上のものに限る。)の卒業

		（４） 航空保安大学校本科の卒業 （５） 海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 （６） 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	３ 短大１卒	（１） 海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 （２） 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
３ 高校卒	１ 高校専攻科卒	（１） 学校教育法による高等学校、中等教育学校、特別支援学校の専攻科の卒業 （２） 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	２ 高校３卒	（１） 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 （２） 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
	３ 高校２卒	（１） 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 （２） 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格
４ 中学卒	中学卒	（１） 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 （２） 上記に相当すると組合長が認める学歴免許等の資格

備考　この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護養婦成所を含む。

別表第４（第６条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体、政府関係機関職員及び外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	８割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、この限りでない。

民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	８割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は、正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育医療等の職務で直接関係があると認められるもの	10割以下	
	技能労務等の職務で関係があると認められるもの	５割以下	
	その他のもの	３割以下	

別表第５（第７条関係）

修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分			調整年数				
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	＋５年	＋７年	＋９年	＋12年
		修士課程修了	18年	＋２年	＋４年	＋６年	＋９年
		旧大学院後期修了	22年	＋６年	＋８年	＋10年	＋13年
		旧大学院前期修了	20年	＋４年	＋６年	＋８年	＋11年
		旧大学院第１期修了	19年	＋３年	＋５年	＋７年	＋10年
		医大卒	18年	＋２年	＋４年	＋６年	＋９年
		新大卒	16年		＋２年	＋４年	＋７年
		旧大卒	17年	＋１年	＋３年	＋５年	＋８年
短大卒	14年	短大３卒	15年	－１年	＋１年	＋３年	＋６年
		短大２卒	14年	－２年		＋２年	＋５年
		旧専５卒	16年		＋２年	＋４年	＋７年
		旧専４卒	15年	－１年	＋１年	＋３年	＋６年
		旧専３卒	14年	－２年		＋２年	＋５年
		準専２卒	13年	－３年	－１年	＋１年	＋４年
高校卒	12年	新高４卒	13年	－３年	－１年	＋１年	＋４年
		新高３卒	12年	－４年	－２年		＋３年
		旧中５卒	11年	－５年	－３年	－１年	＋２年

		旧中４卒	10年	－６年	－４年	－２年	＋１年
中学卒	９年	新高１卒	10年	－６年	－４年	－２年	＋１年
		新中卒	９年	－７年	－５年	－３年	
		高小卒	８年	－８年	－６年	－４年	－１年
		小学卒	６年	－10年	－８年	－６年	－３年

別表第６（第10条関係）

初任給基準表

給料表	学歴免許等	初任給
行政職	大学卒	１級37号俸
	短大卒	１級27号俸
	高校卒	１級17号俸
	中学卒	１級１号俸

別表第７（第17条関係）

年齢別初任給最低基準表

年齢（歳）	級	号俸	年齢（歳）	級	号俸
18	1	9	28	1	49
19	1	13	29	1	53
20	1	17	30	1	57
21	1	21	31	1	65
22	1	25	32	1	73
23	1	29	33	1	81
24	1	33	34	1	89
25	1	37	35	1	97
26	1	41	36	1	105
27	1	45			

備考　級号俸は、行政職給料表の級号俸をいう。

別表第８（第22条関係）

昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇格後の号俸						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1

10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	1	2	10	10	6	6
19	1	1	3	11	11	7	7
20	1	1	4	12	12	8	8
21	1	1	5	13	13	9	9
22	1	1	6	14	14	10	10
23	1	1	7	15	15	11	11
24	1	1	8	16	16	12	12
25	1	1	9	17	17	13	13
26	1	1	10	18	18	14	14
27	1	1	11	19	19	15	15
28	1	1	12	20	20	16	16
29	1	1	13	21	21	17	17
30	1	2	14	22	22	18	18
31	1	3	15	23	23	19	19
32	1	4	16	24	24	20	20
33	1	5	17	25	25	21	21
34	2	6	18	26	26	21	22
35	3	7	19	27	27	22	23
36	4	8	20	28	28	22	24
37	5	9	21	29	29	23	25
38	6	10	22	30	30	23	25
39	7	11	23	31	31	24	26
40	8	12	24	32	32	24	26
41	9	13	25	33	33	25	27
42	10	14	26	34	34	25	27
43	11	15	27	35	35	26	28
44	12	16	28	36	36	26	28
45	13	17	29	37	37	27	28
46	14	18	30	38	38	27	28
47	15	19	31	39	39	28	28
48	16	20	32	40	40	28	29
49	17	21	33	41	41	29	29
50	18	22	34	42	41	29	29
51	19	23	35	43	42	29	29

52	20	24	36	44	42	29	29
53	21	25	37	45	43	30	30
54	22	26	38	46	43	30	30
55	23	27	39	47	44	30	30
56	24	28	40	48	44	30	30
57	25	29	41	49	45	31	30
58	26	30	42	50	45	31	31
59	27	31	43	51	46	31	31
60	28	32	44	52	46	31	31
61	29	33	45	53	47	31	31
62	30	34	45	54	47	31	31
63	31	35	45	55	48	31	32
64	32	36	46	56	48	31	32
65	33	37	46	57	49	31	32
66	34	38	46	58	49	31	32
67	35	39	47	59	50	31	33
68	36	40	47	60	50	32	33
69	37	41	47	61	50	32	33
70	37	41	48	62	50	32	33
71	38	42	48	63	50	32	34
72	38	42	48	64	50	32	34
73	39	43	49	65	50	32	34
74	39	43	49	66	50	32	
75	40	44	49	67	50	32	
76	40	44	50	68	50	32	
77	41	45	50	68	51	32	
78	41	45	50	68	51	32	
79	42	46	51	68	51	32	
80	42	46	51	68	51	32	
81	43	47	51	69	51	33	
82	43	47	52	69	51	33	
83	44	48	52	69	51	34	
84	44	48	52	69	51	34	
85	45	49	53	69	51	35	
86	45	49	53	70	51	36	
87	46	49	53	70	51	36	
88	46	49	53	70	51	36	
89	47	50	54	71	52	36	
90	47	50	54	72	52		
91	48	50	54	73	52		
92	48	50	54	74	52		
93	49	51	55	75	53		

94	49	51	55	76	53		
95	50	51	55	76	54		
96	50	51	55	77	54		
97	51	52	55	77	55		
98	51	52	56	78	55		
99	52	52	56	78	56		
100	52	52	56	79	56		
101	53	53	56	79	57		
102	53	53	56	80			
103	54	53	57	80			
104	54	53	57	81			
105	55	53	57	81			
106		54	57				
107		54	57				
108		54	58				
109		54	58				
110		54	58				
111		55	58				
112		55	58				
113		55	59				
114		55	59				
115		55	59				
116		56	59				
117		56	59				
118		56	60				
119		56	60				
120		56	60				
121		56	60				
122		57					
123		57					
124		57					
125		57					
126		57					
127		57					
128		58					
129		58					
130		58					
131		58					
132		58					
133		58					
134		59					
135		59					

136		59					
137		59					

別表第８の２（第23条関係）

降格時号俸対応表

降格した日の前日に受けていた号俸	降格後の号俸						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	33	29	17	9	9	13	13
2	34	30	18	10	10	14	14
3	35	31	19	11	11	15	15
4	36	32	20	12	12	16	16
5	37	33	21	13	13	17	17
6	38	34	22	14	14	18	18
7	39	35	23	15	15	19	19
8	40	36	24	16	16	20	20
9	41	37	25	17	17	21	21
10	42	38	26	18	18	22	22
11	43	39	27	19	19	23	23
12	44	40	28	20	20	24	24
13	45	41	29	21	21	25	25
14	46	42	30	22	22	26	26
15	47	43	31	23	23	27	27
16	48	44	32	24	24	28	28
17	49	45	33	25	25	29	29
18	50	46	34	26	26	30	30
19	51	47	35	27	27	31	31
20	52	48	36	28	28	32	32
21	53	49	37	29	29	34	33
22	54	50	38	30	30	36	34
23	55	51	39	31	31	38	35
24	56	52	40	32	32	40	36
25	57	53	41	33	33	42	38
26	58	54	42	34	34	44	40
27	59	55	43	35	35	46	42
28	60	56	44	36	36	48	47
29	61	57	45	37	37	52	52
30	62	58	46	38	38	56	57
31	63	59	47	39	39	67	62
32	64	60	48	40	40	80	66
33	65	61	49	41	41	82	70
34	66	62	50	42	42	84	73
35	67	63	51	43	43	85	73

36	68	64	52	44	44	89	73
37	70	65	53	45	45	89	73
38	72	66	54	46	46	89	73
39	74	67	55	47	47	89	73
40	76	68	56	48	48	89	73
41	78	70	57	49	50	89	73
42	80	72	58	50	52	89	73
43	82	74	59	51	54	89	73
44	84	76	60	52	56	89	73
45	86	78	63	53	58	89	73
46	88	80	66	54	60	89	73
47	90	82	69	55	62	89	73
48	92	84	72	56	64	89	73
49	94	88	75	57	66	89	73
50	96	92	78	58	76	89	73
51	98	96	81	59	88	89	73
52	100	100	84	60	92	89	73
53	102	105	88	61	94	89	73
54	104	110	92	62	96	89	73
55	105	115	97	63	98	89	73
56	105	121	102	64	100	89	73
57	105	127	107	65	101	89	73
58	105	133	112	66	101	89	
59	105	137	117	67	101	89	
60	105	137	121	68	101	89	
61	105	137	121	69	101	89	
62	105	137	121	70	101	89	
63	105	137	121	71	101	89	
64	105	137	121	72	101	89	
65	105	137	121	73	101	89	
66	105	137	121	74	101	89	
67	105	137	121	75	101	89	
68	105	137	121	80	101	89	
69	105	137	121	85	101	89	
70	105	137	121	88	101	89	
71	105	137	121	89	101	89	
72	105	137	121	90	101	89	
73	105	137	121	91	101	89	
74	105	137	121	92	101		
75	105	137	121	93	101		
76	105	137	121	95	101		
77	105	137	121	97	101		

78	105	137	121	99	101		
79	105	137	121	101	101		
80	105	137	121	103	101		
81	105	137	121	105	101		
82	105	137	121	105	101		
83	105	137	121	105	101		
84	105	137	121	105	101		
85	105	137	121	105	101		
86	105	137	121	105	101		
87	105	137	121	105	101		
88	105	137	121	105	101		
89	105	137	121	105	101		
90	105	137	121	105			
91	105	137	121	105			
92	105	137	121	105			
93	105	137	121	105			
94	105	137	121	105			
95	105	137	121	105			
96	105	137	121	105			
97	105	137	121	105			
98	105	137	121	105			
99	105	137	121	105			
100	105	137	121	105			
101	105	137	121	105			
102	105	137	121				
103	105	137	121				
104	105	137	121				
105	105	137	121				
106	105	137					
107	105	137					
108	105	137					
109	105	137					
110	105	137					
111	105	137					
112	105	137					
113	105	137					
114	105	137					
115	105	137					
116	105	137					
117	105	137					
118	105	137					
119	105	137					

120	105	137					
121	105	137					
122	105						
123	105						
124	105						
125	105						
126	105						
127	105						
128	105						
129	105						
130	105						
131	105						
132	105						
133	105						
134	105						
135	105						
136	105						
137	105						

別表第９（第27条関係）

昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C
昇給の号俸数	５号俸以上	４号俸	３号俸以下
	１号俸以上	０号俸	０号俸

備考　この表に掲げる上段の号俸数は条例第15条第３項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第10（第31条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
休職（条例第40条第１項の適用を受けるものに限る。）又は病気休暇（公務に起因するものに限る。）の期間	３／３以下
運営条例第８条第１項の規定により準用する帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第34号。以下「分限条例」という。）第２条の２の休職（同条第２号にあっては、その原因である災害が公務上の災害であると認められるものに限る。）の期間	
勤務時間条例第８条の２第１項に規定する介護休暇	
専従許可の有効期間	２／３以下
勤務時間条例第８条の３第１項に規定する家族看護休暇の期間	１／２以下
地方公務員法第28条第２項第１号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除	１／２以下

く。）の期間	
分限条例第２条の２第２号の規定による休職（当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	１／２以下
地方公務員法第28条第２項第２号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	３／３以下